

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成23年7月29日
【会社名】	株式会社ソフトフロント
【英訳名】	Softfront
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 克彦
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	取締役財務・管理統括担当 佐藤 健太郎
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	取締役財務・管理統括担当 佐藤 健太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,351,920円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 251,027,920円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	286個(新株予約権1個につき20株)
発行価額の総額	3,351,920円
発行価格	新株予約権1個につき11,720円(新株予約権の目的である株式1株当たり586円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年8月19日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ソフトフロント 経営企画室 東京都港区赤坂四丁目2番19号
払込期日	平成23年8月19日(金)
割当日	平成23年8月19日(金)
払込取扱場所	株式会社北海道銀行 札幌駅前支店

(注) 1. 第4回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成23年7月29日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ソフトフロント 普通株式(社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となる。) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、20株(以下「対象株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式5,720株とする。 ただし、本新株予約権の割当日後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、43,300円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の取得、転換又は行使による場合、及び合併、株式交換、株式移転又は株式分割に伴って交付される場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする、以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得条項付株式もしくは取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得、転換は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該承認があったときは、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って決定する数の当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \begin{matrix} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された} \\ \text{当社普通株式数} \end{matrix}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

	<p>(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>251,027,920円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成23年8月22日から平成25年8月21日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ソフトフロント 経営企画室 東京都港区赤坂四丁目2番19号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社北海道銀行 札幌駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき11,720円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p>

	<p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
251,027,920	3,600,000	247,427,920

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(3,351,920円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(247,676,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりであります。
- | | |
|-----------------|------------|
| (新株予約権公正価値算定費用) | 1,000,000円 |
| (弁護士報酬) | 1,000,000円 |
| (登記費用等) | 1,600,000円 |
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権による資金調達につきましては、平成23年8月22日から平成25年8月21日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、一旦、手元資金とし、スマートフォン等の新しいプラットフォームを活用した各種ソリューションに対応するための研究開発資金に充当する予定であります。

なお、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり得、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には、その時点の需要の優先度に応じた開発を進めるなどの研究開発計画の見直しを行うとともに、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。

また、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
スマートフォン対応ソフトウェア開発の研究開発資金	150百万円	平成23年8月～平成25年8月
新規サービスのプラットフォーム対応ソフトウェア開発の研究開発資金	97百万円	平成23年8月～平成25年8月

- (注) 1. それぞれの研究開発の具体的な内容や規模につきましては、通信事業者やメーカーの最新の需要動向や要求条件に応じて定め、また変更していくこととなります。このため、上記においては、当社が過去に実施した同様のソフトウェアの研究開発や製品開発の実績に基づき、必要となる金額を算定しております。また、研究開発の期間(約2年間)は、段階的に新規開発を進め、改良していくのに要する期間として設定しております。
2. 現時点において想定している使途の優先順位につきましては、上記 から の順であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社	
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第150期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）	平成23年6月30日提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社と割当予定先とは、平成23年6月23日付でアドバイザー契約（契約金額14百万円）を締結しており、当社は、割当予定先に対し、当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザー業務を委託しております。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第14期事業年度）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（5）経営戦略の現状と見通し」に記載のとおり、「当社S I P（*1）技術のデファクトスタンダード化」においては一定の成果を上げてまいりましたが、当社が提供するS I PやN G N（*2）を活用するサービス・製品が十分に立ち上がっていなかったことなどから、「ライセンスビジネスの成功」に向けて取り組むため、平成22年5月14日付で新たな「中期経営方針」を策定し、本方針の下、収益基盤の拡大、黒字体質への転換を重点課題として、事業を進めております。

（*1）S I P（Session Initiation Protocol）：I P電話、ビデオ会議などのセッションに関するシグナリングを行うプロトコル

（*2）N G N（Next Generation Network）：次世代ネットワーク

一方、当社事業に関係する通信関連分野では、N T Tグループが進めているN G Nでの商用サービスに関しては、「ひかり電話」のデータ通信サービス「データコネクト」が開始されるなど、今後もユーザーにとって有用なサービスが拡大することが想定され、当社が提供するS I P関連技術についても需要が高まると見込んでおります。また、W i M A XやL T E（Long Term Evolution）などの高速な移動通信環境の進展、スマートフォン需要の更なる顕在化などが予想され、S I P関連技術を適用することが可能な領域が拡大する傾向にあると思われれます。

このような市場環境において、当社では収益基盤の拡大に向けて、安定した収益を確保できる分野の創出、拡大に努め、ライセンスビジネスに重点をおいた事業展開を積極的に行うことが当社の企業価値の向上につながると考えております。

これらの目的を達成するため、需要が急速に高まっていて、かつ当社がまだ開発できていないスマートフォン等の新しいプラットフォームを活用した各種ソリューションに対応する新規研究開発のための資金調達を行う必要があるところ、この資金調達にあたり、主に資金調達コストの低減化を中心とする当社の経営戦略上の判断から、銀行借入れは行わず、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という方法も有りますが、昨今の金融情勢等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明で、実現可能性は低いと考えられることから、これらの方法による資金調達手法の採用は見送りました。一方、第三者割当による資金調達は割当先が限定され、効率的な資金調達方法であることから、第三者割当の方法による資金調達を模索することといたしました。新株予約権の発行による資金調達を選択いたしましたのは、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり得、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があるものの、調達資金の返済を必要とせず、また、一度に大量の新株を発行しないため、既存株主価値の希薄化が緩やかに段階的に進む点で優位性があり、その一方で、段階的な資金調達となっても、2年間の研究開発期間において、通信事業者やメーカーの最新の需要動向や要求条件に応じて研究開発の内容や規模を柔軟に変更可能であると判断したことによります。

以上のように総合的に検討した結果、本新株予約権の発行による資金調達が最善であると判断いたしました。

かかる判断のもとで、当社の企業価値を高め、既存株主からも歓迎され得る投資家を模索することとし、幹事証券をはじめとする証券会社等からの紹介などによる複数の企業と接触を重ねていたところ、これとは別に投資会社であるOakキャピタル株式会社より、新規顧客開拓のための営業活動の一環として、当社に対して、ダイレクトメールによる資金調達のご案内を平成22年8月にいただき、その後、当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザリー業務の案内と出資の申入れが平成22年11月にありました。当社はOakキャピタル株式会社及び証券会社等からの紹介先等を含む複数の候補先と度重なる協議を行い、その結果、Oakキャピタル株式会社の企画提案力や事業創出能力と当社が推進する事業の方向性が一致していることから、同社を割当先の有力候補として平成23年7月に選定いたしました。

Oakキャピタル株式会社は、東証二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、幅広い企業ネットワークを持っており、国内外での投資実績は豊富であり、かつ、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資を積極的に行っております。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザリー業務や、リスク管理の総合サービスを行うリスクマネジメント事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

Oakキャピタル株式会社は本年4月より新興市場のIT企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、新たな収益部門の構築を支援する成長支援投資を開始しております。当社は同社と協業することにより、営業基盤を更に拡大させることが可能であると判断いたしました。また、当社に対して当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザリー業務を平成23年6月23日付で委託しました。

Oakキャピタル株式会社からは、同アドバイザリー業務の中で、すでに成長戦略の策定や営業支援に関するノウハウ面での協力、及び顧客の紹介など、積極的な協力を得ております。この度のことにより、当社が持つ技術力や事業規模が更に拡大することが、結果として当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。本新株予約権の割当てにより、当社の資金需要を充たすことが見込まれるとともに、同社を選定することにより事業展開に有利であると判断し、最終的に平成23年7月29日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先であるOakキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は5,720株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権及びその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要となる資金も確保されている旨、並びに本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨を示す確認書を受領しております。これに加えて、当社は、平成23年7月28日現在の同社の資金繰表の閲覧等により、同社が本新株予約権の発行価額の総額並びに本新株予約権の行使請求に関わる払込価額の総額以上の現預金を保有していることを確認し、また、払込期日である平成23年8月19日時点においても保有している見込みであることを確認しております。

これらの確認に基づき、当社においてはOakキャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

Oakキャピタル株式会社は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄において、「(7) 当社は、「コンプライアンス行動規程」、「反社会勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。」との記載があることを確認するとともに、同社から出資申入れがなされた後に実施した同社と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング（東京都港区）による調査結果も参考にし、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）が算出した算定価格を踏まえ、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権1個当たりの発行価額を金11,720円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成23年7月28日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値（36,100円）に対して、19.9%のプレミアムを加えた43,300円といたしました。プレミアムにつきましては、割当予定先が当社のスマートフォン等の新しいプラットフォームを活用した各種ソフトウェア事業の成長性を高く評価しており、当社の事業拡大のための資本政策、成長戦略策定及び顧客・事業提携先の紹介等に関するアドバイザリー業務の提供により当社の企業価値向上が図られることから、プレミアムを付することの提案がありました。これを受け、当社は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主に与える影響その他諸般の事情を考慮した上で、割当予定先と協議・交渉した結果、プレミアム率を19.9%とすることで割当予定先と合意いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均34,812円に対する乖離率は24.4%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均35,676円に対する乖離率は21.4%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均41,945円に対する乖離率は3.2%、となっております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金を研究開発資金に充当し、研究開発により事業の拡大を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員（いずれも社外監査役）から、本新株予約権の発行は、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

当該意見においては、本新株予約権の行使価額の算定方法は、時価を基準に割当先との協議の結果19.9%のプレミアムを付していることに加え、本新株予約権の発行価額の算定にあたり第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているブラックショールズ式及びモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、当該評価額を踏まえて決定された発行価額による本新株予約権の発行は有利発行には該当しないと考えている旨が述べられております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

Oakキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数5,720株に係る議決権数は5,720個となり、当社の総議決権数92,002個（平成23年3月31日現在）に占める割合が6.22%となります。したがって、本新株予約権の発行は、割当議決権数が総株主の議決権数の25%を下回っており、かつ支配株主の異動も無いため、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当には該当しません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
村田 利文	札幌市中央区	7,704	8.37%	7,704	7.88%
NTTインベストメント ・パートナーズファンド 投資事業組合	東京都千代田区大手町2丁 目3-1	5,730	6.23%	5,730	5.86%
Oakキャピタル株式会 社	東京都港区赤坂八丁目10- 24	-	-	5,720	5.85%
長屋 正宏	大阪府吹田市	3,344	3.63%	3,344	3.42%

小川 武重	横浜市青葉区	2,035	2.21%	2,035	2.08%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6 - 1	1,594	1.73%	1,594	1.63%
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4 - 6	1,169	1.27%	1,169	1.20%
竇門 行雄	三重県伊勢市	1,000	1.09%	1,000	1.02%
株式会社長屋商会	大阪府茨木市西中条町3番 301号	917	1.00%	917	0.94%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁 目11番1号	834	0.91%	834	0.85%
計	-	24,327	26.44%	30,047	30.75%

(注) 1. 平成23年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年3月31日現在の総議決権数に、Oakキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数5,720株に係る議決権5,720個を加えて算定しております。
3. 割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権及びその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第14期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成23年7月29日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

なお、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年7月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年7月29日）現在において当社が判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

～ 略

既存株主の議決権の希薄化に関わるリスク

平成23年7月29日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は92,002個（直前の基準日である平成23年3月31日現在）であり、第三者割当により同社に割り当てる新株予約権の目的である株式の総数5,720株に係る議決権数は5,720個であります。このため、当社の議決権総数に対する希薄化率は6.22%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は5.85%）となり、本新株予約権が行使された場合には、既存株主の議決権の希薄化につながるようになります。

しかしながら、当社の将来の発展を目的とする、研究開発資金に充当することにより業績向上が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、本新株予約権の発行数量及びこれによる議決権の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

大株主の変動による経営への影響について

平成23年7月29日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権が全て行使された場合には、同社は、当社の議決権総数の5.85%を占める大株主となります。しかしながら、同社より、本新株予約権及びその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

資金調達に関わるリスク

当社は平成23年7月29日開催の当社取締役会において、研究開発資金の確保を目的として、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり得、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には、研究開発計画の見直しを行うとともに、別途資金調達の検討を進める必要があります。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年7月29日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成23年6月30日提出臨時報告書〕

1. 提出理由

平成23年6月27日開催の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成23年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役として佐藤和紀、佐藤健太郎、安田浩の3氏を選任する。なお、安田浩氏は社外取締役候補者である。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として埴幸久、高木勇三の両氏を選任する。なお、両氏は社外監査役候補者である。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として太田諭哉氏を選任する。なお、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができる。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権数 (個)	賛成率 (%)	可決要件	決議の結果
第1号議案							
佐藤 和紀	33,625	3,095	-	38,177	88.08	(注)1	可決
佐藤 健太郎	33,487	3,233	-	38,177	87.72	(注)1	可決
安田 浩	34,013	2,707	-	38,177	89.09	(注)1	可決
第2号議案							
埴 幸久	34,290	2,430	-	38,177	89.82	(注)1	可決
高木 勇三	34,287	2,433	-	38,177	89.81	(注)1	可決
第3号議案							
太田 諭哉	33,690	3,030	-	38,177	88.25	(注)1	可決

- (注) 1. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権（92,002個）の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 出席議決権数は、平成23年6月24日午後6時までの議決権行使書（インターネットによる行使を含む）による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数の合計であります。
3. 賛成率の計算方法は、出席議決権数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数の株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

平成23年6月24日午後6時までの議決権行使書（インターネットによる行使を含む）による事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。

3. 最近の業績の概要

平成23年7月29日開催の取締役会で承認された第15期第1四半期会計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）及び第15期第1四半期累計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）に係る四半期財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

なお、四半期財務諸表は千円未満を切り捨てて表示しております。

四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	293,789	388,255
売掛金	375,396	173,786
原材料及び貯蔵品	292	265
その他	10,988	22,845
貸倒引当金	754	349
流動資産合計	679,712	584,803
固定資産		
有形固定資産	15,058	14,290
無形固定資産		
ソフトウェア	99,990	108,371
その他	4,208	4,056
無形固定資産合計	104,198	112,427
投資その他の資産		
差入保証金	46,732	46,732
その他	23,514	23,368
貸倒引当金	23,514	23,368
投資その他の資産合計	46,732	46,732
固定資産合計	165,990	173,451
資産合計	845,702	758,254
負債の部		
流動負債		
営業未払金	10,972	10,277
未払法人税等	9,302	3,443
製品保証引当金	685	680
その他	64,561	55,235
流動負債合計	85,522	69,636
負債合計	85,522	69,636
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,792,479	2,792,479
資本剰余金	2,574,639	2,574,639
利益剰余金	4,606,938	4,678,501
株主資本合計	760,180	688,618
純資産合計	760,180	688,618
負債純資産合計	845,702	758,254

(2) 四半期損益計算書
(第1四半期累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	112,966	139,281
売上原価	69,818	102,339
売上総利益	43,148	36,941
販売費及び一般管理費	120,801	107,889
営業損失()	77,653	70,948
営業外収益		
受取利息	1	0
その他	348	1
営業外収益合計	350	2
営業外費用		
その他	-	11
営業外費用合計	-	11
経常損失()	77,302	70,957
特別利益		
貸倒引当金戻入額	436	-
特別利益合計	436	-
税引前四半期純損失()	76,866	70,957
法人税、住民税及び事業税	605	605
法人税等合計	605	605
四半期純損失()	77,471	71,562

[次へ](#)

(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	76,866	70,957
減価償却費	15,936	16,820
貸倒引当金の増減額(は減少)	436	404
製品保証引当金の増減額(は減少)	347	5
受取利息及び受取配当金	1	0
売上債権の増減額(は増加)	142,670	201,609
たな卸資産の増減額(は増加)	1,604	26
仕入債務の増減額(は減少)	22,606	694
未収入金の増減額(は増加)	46,712	899
未収消費税等の増減額(は増加)	258	-
未払消費税等の増減額(は減少)	1,843	10,267
その他	8,423	15,473
小計	117,191	119,753
利息及び配当金の受取額	1	0
法人税等の支払額	2,420	2,420
営業活動によるキャッシュ・フロー	114,773	117,333
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,289	-
ソフトウェアの取得による支出	19,046	24,281
その他	1,691	1,413
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,026	22,868
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	91,747	94,465
現金及び現金同等物の期首残高	335,802	293,789
現金及び現金同等物の四半期末残高	427,549	388,255

(4) 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

(5) セグメント情報等

前第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

区分	報告セグメント			その他 (注1)	合計	四半期 損益計算書 計上額 (注2)
	ソフトウェア 販売	受託開発	計			
売上高						
外部顧客への 売上高	60,223	52,743	112,966	-	112,966	112,966
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	60,223	52,743	112,966	-	112,966	112,966
セグメント利益	37,404	5,744	43,148	-	43,148	43,148

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物品販売などを含んでおります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

区分	報告セグメント			その他 (注1)	合計	四半期 損益計算書 計上額 (注2)
	ソフトウェア 販売	受託開発	計			
売上高						
外部顧客への 売上高	18,670	120,548	139,219	61	139,281	139,281
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	18,670	120,548	139,219	61	139,281	139,281
セグメント利益	646	36,264	36,910	30	36,941	36,941

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物品販売などを含んでおります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(6) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
該当事項はありません。

(7) 重要な後発事象

当第1四半期累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(第三者割当による新株予約権の発行)

平成23年7月29日開催の当社取締役会において、以下のとおり第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集を行うことを決議いたしました。

- ・名称 株式会社ソフトフロント第4回新株予約権
- ・募集または割当方法 第三者割当の方法による
- ・新株予約権の総数 286個(新株予約権1個当たり20株)
- ・新株予約権の目的となる株式 普通株式 5,720株
の種類及び数
- ・新株予約権の発行価額の総額 3,351,920円(新株予約権1個当たり11,720円)
- ・行使価額 1株当たり43,300円
- ・資金調達額 251,027,920円(差引手取概算額247,427,920円)
(内訳)新株予約権発行分 3,351,920円
新株予約権行使分 247,676,000円
- ・資本組入額 会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)
- ・申込期間 平成23年8月19日
- ・払込期日 平成23年8月19日
- ・割当日 平成23年8月19日
- ・行使期間 平成23年8月22日から平成25年8月21日まで
- ・割当先及び割当新株予約権総数 Oakキャピタル株式会社 286個
- ・資金使途 スマートフォン等の新しいプラットフォームを活用した各種ソリューションに対応するための
研究開発資金

(注) 金融商品取引法に基づく新株予約権発行に係る有価証券届出書の効力発生を条件とする。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月28日 北海道財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月28日

株式会社ソフトフロント

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳴原 泰貴 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソフトフロントの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ソフトフロントが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月27日

株式会社ソフトフロント

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳴原 泰貴 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソフトフロントの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ソフトフロントが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。